

○世田谷区興行場に関する条例施行規則

昭和59年9月28日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）及び世田谷区興行場に関する条例（昭和59年9月世田谷区条例第47号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める申請書は、次に掲げる事項を記載した興行場営業許可申請書（第1号様式）とする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 興行場の種別及び構造設備の概要
- (4) 管理者の氏名
- (5) 入場者の定員
- (6) 起工及び完成期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設を中心とした半径300メートル以内の道路、河川、住宅等の見取図
- (2) 建物配置図、各階平面図、観覧椅子の配置図及び喫煙所の位置を示す図面
- (3) 電気設備の配置及び配線を明らかにした図面
- (4) 換気設備の概要並びにその配置及び系統を明らかにした図面
- (5) 給排水設備の概要並びにその配置及び系統を明らかにした図面
- (6) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

3 第1項の申請書の部数は、正副2通とする。

(許可書の交付等)

第4条 区長は、法第2条第1項の許可をしたときは、当該許可に係る興行場に関する事項を電子計算組織（世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。）を利用して記録管理し、当該許可を申請した者に興

行場営業許可書（第２号様式）を交付するものとする。

２ 法第２条第２項ただし書の書面は、興行場営業不許可通知書（第３号様式）とする。

（譲渡に係る承継届）

第４条の２ 譲渡に係る条例第３条第３項の規則で定める書面は、興行場営業者地位承継届（譲渡）（第３号の２様式）とする。

（相続に係る承継届）

第５条 相続に係る条例第３条第３項の規則で定める書面は、興行場営業者地位承継届（相続）（第４号様式）とする。

（合併に係る承継届）

第６条 合併に係る条例第３条第３項の規則で定める書面は、興行場営業者地位承継届（合併）（第５号様式）とする。

（分割に係る承継届）

第６条の２ 分割に係る条例第３条第３項の規則で定める書面は、興行場営業者地位承継届（分割）（第６号様式）とする。

（変更等の届出）

第７条 記載事項の変更に係る条例第３条第４項の規定による届出は、興行場営業許可事項変更届（第７号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

２ 営業の停止又は廃止に係る条例第３条第４項の規定による届出は、興行場営業廃止（停止）届（第８号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

（機械換気設備）

第８条 条例第５条第２項第１号の機械換気設備の外気取入口は、自動車等から排出された有害な物質により汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設けるものとする。

（照度）

第９条 条例第５条第２項第３号ウの規則で定める照度は、２０ルクス以上とする。

（便所の構造等）

第１０条 条例第５条第２項第５号アただし書の規則で定める場合は、階の直上階又は直下階に便所を設ける場合において区長が公衆衛生上支障がないと認めるときとする。

２ 条例第５条第２項第５号オの規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１） 便所の設置場所は、興行場内とすること。ただし、興行場を他の用途の建築物内に設置し、又は複数の興行場を同一階に設置する場合で当該興行場に近接する便所を共用することができ

るときは、この限りでない。

- (2) 便器の総数は、観覧場（条例第5条第2項第1号の興行場のうち興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所をいう。以下同じ。）の床面積の合計（前号ただし書の規定により複数の興行場が便所を共用する場合にあっては、当該複数の興行場の観覧場の床面積の合計。以下「観覧場合計床面積」という。）に応じ、別表により算定される数以上とすること。
- (3) 男子用便器の数と女子用便器の数の比率は、ほぼ同数とすること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、区長が相当と認めたときは、その比率を変えることができる。
- (4) 男子用便器については、小便器5以内ごとに大便器1を設けること。
- (5) 水洗便所以外の便所には、外気に接する開口部を有する前室を備えること。
- (6) 便器回りの幅員は、別図に定める基準以上とすること。
- (7) 流水式の手洗い装置を設けること。

（観覧場等の空気の衛生基準）

第11条 条例第6条第1号の規則で定める衛生基準は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素の含有率は、0.15パーセント以下であること。
- (2) 浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。
- (3) 平板培養法による落下細菌は、30個以下であること。

（その他衛生上必要な措置）

第12条 条例第6条第11号の規則で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 人体に有害な光線が、直接入場者に照射されないようにすること。
- (2) 座布団その他これに類するものを入場者に提供する場合は、常に清潔なものを提供すること。
- (3) ねずみ、衛生害虫、不快害虫その他これらに類する動物の生息状況を確認し、適宜防除すること。
- (4) 入場者が利用する場所を適宜消毒すること。
- (5) 機械換気設備、照明設備その他の設備は、定期的に点検し、必要な整備を行うこと。
- (6) くず物入れを入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。